



生涯サポートコスモ

Vol.7
**平成29年
(2017.1)**

年金ゼミナール・年金実務講座を開講しました

「年金ゼミナール 実践力アップコース」が10月29日および11月26日に開催され、講師を理事の飛田隆志氏、石渡攻氏が担当しました。年金相談をお受けする際に知っておくべき基本的要件・手順、誤りやすいポイントなど実践力の養成に重点を絞り、講義を行いました。

また、11月19日および12月4日には新たな試みとして一般向け「年金実務講座」を開催し、会員の小山良夫氏が講師となり、年金相談の勘どころ、参考書籍では学べない実務に直結する重要事項について分かりやすく解説を行いました。年金のプロである社会保険労務士の特質を活かした研修を、今後も当社の事業の柱として充実を図っていく予定です。

《年金ゼミナール 実践力アップコースを受講して》

～丁寧な講義に充実感～

私はこれまでいくつかの障害年金研修会に出席しましたが、実務経験はゼロです。今回の研修で基礎的なところを確認することができ、座学や研修で学んだこと、街角年金相談センターで障害年金に関わる部分に触れたこと等が思い起こされ、障害年金の奥深さと難しさを改めて痛感しました。研修で学んだことを今後の実務に繋げていけたらと思います。講師の先生方の丁寧な講義に、充実感が残る研修会でした。ありがとうございました。(会員：佐藤 光子)

～実践的な事例と充実のテキスト～

私は現在、年金事務所および街角年金相談センターにおいて年金相談業務を行っておりますが、まだ障害年金の経験はありません。今後障害年金についても本格的にご相談を受けていきたいと決意し、今回の研修を受講しました。研修では、障害年金相談対応者としての知識・スキルを実践的な事例を用いて説明いただき、本当に分かりやすくとても充実した内容でした。特にテキストの詳細な内容は、障害年金の相談に携わる上で非常にありがたいものです。是非、次の年金ゼミナール プロコースも受講して、貴重な相談事例を学びたいと思います。(会員：渡邊 燈子)



講師：石渡 攻 理事



講師：小山 良夫 会員

《一般向け 年金実務講座を受講して》 ～盛りだくさんの内容で実務に直結～

社会保険労務士試験に合格するため年金を一通り勉強したつもりになっていても、実務をこなすには机上の知識ではとてもかなわないことを実感していた私。年金相談のエキスパート、小山良夫先生の今回の講座では、年金相談を行う上での基礎知識、事例から考える力、これまで学ぶ機会がなかった年金と介護・健康保険料の関係、年金から控除される税金など盛りだくさんの内容で大変勉強になりました。年金相談の最前線にいらっしゃる先生だからこそうかがえる貴重なお話、どうもありがとうございました。いよいよ平成29年から10年年金がスタートします。これからも、時代に即したタイムリーな講座をお願いいたします。(理事：鈴木 まゆみ)

誌名：「生涯サポートコスモ」について

活動のスタートであった障がい者の方をサポートさせていただきたいという思いに、高齢・遺族年金、ライフプラン、就労支援など生涯にわたるサポートを目指す意味を重ねております。

●困ったときのご相談は、NTS コスモにお任せください！

- ①障害年金をはじめとした高齢・遺族を含む年金全般に関するご相談
- ②成年後見 ③ライフプラン ④就労支援およびカウンセリング
- ⑤メンタルヘルス体制の構築

編集
発行

一般社団法人
年金トータルサポート・コスモ
〒176-0025
東京都練馬区中村南1丁目22番8-605号 恒陽鷺宮マンション
TEL:03-3998-9006 FAX:03-3998-9006

HP: <http://ntscosmo.com/> E-mail: jimu-kyoku@ntscosmo.com

年金のうごき（その3）

理事・副会長 設樂 徹

法改正など年金をめぐる動きを随時、お知らせしていきます。

《お問い合わせはコスモまで！》

老齢年金の受給資格期間 25年から10年へ！

大きな改正です。昭和36年4月から続いていた年金受給資格期間25年が変わります。

年金の受給資格期間が平成29年8月から**最低10年**でいいことになります。この改正は、平成24年の社会保障と税の一体改革の一つ（平成24年法律第62号・「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」）で、施行期日が度々延期になっていたものです。理由は消費税が10%になった時に施行するという事になってきたためです。当初の予定は平成27年10月でした。景気がやっと上向いてきてデフレ脱却が始まったその動きに水を差すのはいかなものかという事で消費税の引き上げを見送ったため、年金受給資格期間の10年への短縮も見送りとなりました。その際に、それでは消費税の引き上げはいつにするかという事、平成29年4月の予定でした。それをまた世界の景気を考慮して延期しようという事になりました。でも社会保障関連の国民との約束を一度ならず二度までも反古にしては信頼を失うという事で、今回消費税増税の実施時期とは切り離して実施しようという事になりました。

平成28年9月26日 閣議決定・国会提出（「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」）

10月21日 衆議院厚生労働委員会で提案理由説明・審議入り

11月16日 参議院本会議で可決・成立

内容は受給資格期間短縮の施行期日を平成29年8月1日に改めるというもの。

平成29年8月1日施行なので平成29年9月分から対象となり、最初の受給は平成29年10月15日（月曜）の振込からとなります。

これで、初めて年金を受けられる人は約64万人（老齢基礎年金受給の約40万人と特別支給の老齢厚生年金受給の約24万人）と予測されています。この年金受給資格期間短縮の動きを察知した10年に満たない人達の中では、足りない期間を何とか加えて10年にしようという動きがもう始まっています。後納制度で5年以内の部分を埋めようとか、高齢任意加入制度を使って期間を延ばそうとか、合算対象期間（カラ期間）を探し出そうとか工夫して何とか10年にしようという動きです。25年は無理でも10年なら何とかなると考える外国から来た人もいます事でしょう。なんにしても、10年以上24年11ヵ月の間で年金制度加入期間が留まっていた方々には朗報です。

それではこれからどんなスケジュールで動くのでしょうか？ **平成29年2月下旬から5回に分けて**、該当する方々に年金の請求書を送り届け、事前に受け付けることで年金事務所の窓口での混乱を避け、スムーズに対応しようとしているようです。国庫所要額は満年度（フルに1年間分）で概算650億円と言われています。ところであくまでも今回は老齢年金の受給資格期間の短縮ですので加給年金などの条件の期間は短縮されません。

平成28年10月1日から始まった厚生年金適用拡大の動きも年金受給資格獲得に貢献することでしょう。納付した保険料を無駄にしないようにするよう社会が変化していきます。

参考までに、アメリカは40クレジット・10年、ドイツは5年でOKです。もっと短い国もあります。

無 料 年 金 相 談 会 の ご 案 内

コスモでは、定例の無料年金相談会を開催しております。お気軽にご相談ください。

1. 開催場所および開催日

開催場所		開催日（原則）
きらら	豊玉すこやかセンター6階 （練馬駅中央口 徒歩5分）	奇数月・第1日曜午後
ういんぐ	石神井保健相談所内 （石神井公園駅南口 徒歩8分）	偶数月・第1日曜午後
Coconeri	区民・産業プラザ （練馬駅北口直結）	毎月・第3土曜午後
勤労福祉会館	練馬区立勤労福祉会館1階 （大泉学園駅南口 徒歩3分）	毎月・第2土曜午後

2. 相談内容：年金全般（障害、老齢、遺族）、成年後見、ライフプラン

3. 申し込み方法：

- きらら・ういんぐ、Coconeri：申込書によりFAXでお申込みください。
※申込書はコスモHPおよび上記開催場所、各地域保健所等に配付しております。
- 勤労福祉会館：直接電話で申し込みください。☎03-3923-5511



会員紹介 ⑦

本橋 秀次

NTS コスモに入会して1年6か月ほどが過ぎました。入会したきっかけは、自分自身の過去の病気にあります。頸椎の脊柱管狭窄症により自力歩行が困難な状況となり入院、そして手術。この時に頭をよぎったのが「障害年金」でした。その後、社会保険労務士の登録をした時に障害年金のことは勉強しておこうという気持ちから入会しました。

入会して思うことは、相談会での先輩方の障害年金に関する知識の深さや幅の広さに驚かされることと、相談者に対してわかりやすく丁寧に説明していることです。わかりやすく丁寧に説明することで相談者の方も安心して相談されているように見受けられます。

私もよき相談相手となり、わかりやすい説明を心掛けお役に立てればと思います。



会員紹介 ⑧

濱本 絵美

行政等機関にて年金アドバイザーの仕事をしたのをきっかけに年金制度の重要性を更に強く感じるようになり、NTS コスモに入会いたしました。このような組織に属することにより、年金知識の豊富な会員のアドバイスを受けることもできるうえ、更に会員間で切磋琢磨しながら成長し合えるという素晴らしい環境を得ることができました。

また、年金以外にも「シニア社員の戦力を最大化するマネジメント」という書籍出版のお手伝いもさせて頂き、組織としての業務の幅も広がっていると感じております。

このような組織力の高いNTS コスモでは、年金について悩みを持つ方に寄り添い一緒に考え解決して参ります。是非、お気軽にお問合せ下さい。

「活動の記録」：(平成28年10月～12月)

① 無料年金相談会

第70回：平成28年10月2日(日) ういんぐ
 第71回： 11月6日(日) きらら
 第72回： 12月4日(日) ういんぐ

② 年金相談会(障害/遺族/高齢、成年後見)：Coconeri

第35回：平成28年10月22日(土)
 第36回： 11月19日(土)
 第37回： 12月17日(土)

③ 障害年金 無料相談会：勤労福祉会館

第11回：平成28年10月 8日(土)
 第12回： 11月12日(土)
 第13回： 12月10日(土)

④ 年金ゼミナール実践力アップコース：(全2回)

平成28年10月29日(土)・11月26日(日)

⑤ 一般向け 年金実務講座：(全2回)

平成28年11月19日(土)・12月4日(日)

⑥ 障害者フェスティバル

平成28年12月3日(土)：光が丘区民センター

「今後の予定」：(平成29年1月～4月)

① 無料年金相談会

第73回：平成29年1月8日(日) きらら
 第74回： 2月5日(日) ういんぐ
 第75回： 3月5日(日) きらら
 第76回： 4月2日(日) ういんぐ

② 年金相談会(障害/遺族/高齢、成年後見)：Coconeri

第38回：平成29年1月21日(土)
 第39回： 2月18日(土)
 第40回： 3月18日(土)
 第41回： 4月15日(土)

③ 障害年金 無料相談会：勤労福祉会館

第14回：平成29年1月14日(土)
 第15回： 2月11日(土)
 第16回： 3月11日(土)
 第17回： 4月 8日(土)

④ 年金ゼミナール事例研究プロコース：(全4回)

平成29年2月4日(土)・19日(日)
 3月4日(土)・11日(土)

⑤ 障害年金講座/勉強会

平成29年2月26日(日) きららとの共催
 3月 3日(金) ういんぐとの共催

～ 2016 障害者フェスティバルに参加して ～



皆様は毎年12月の第一土曜日に「障害者フェスティバル」が、光が丘区民センター周辺で開催されていることをご存知でしょうか。今年も約50以上の障害者に関わる団体が参加し、練馬区職員と共同で打ち合わせ会議を5回行い、企画から広報・運営等まで手作りで行いました。40以上の出店や、お茶席・展示・舞台等の様々な催しが行われました。

また、当日は「障害者大会」も同時に開催され、多くの来賓や施設職員、施設利用者、ご家族の方などが参加され、今年も大変盛り上がりました。皆様も一度お越しいただき、多くの

障害者団体を知っていただければと思います。来年以降も「障害者フェスティバル」が盛り上がることを祈りつつ、今年のコスモの展示風景を投稿いたします。

《 賛助会員入会のご案内 》

私たちは、障がい者の方たちの生活全般を充実させるための支援として、年金相談会の他にもライフプラン、就労支援や成年後見などにも活動範囲を広げていきたいと考えております。私どもの活動方針にご賛同いただける多くの方々のご協力を得たく、是非この機会に賛助会員としてご入会くださいますようお願い申し上げます。

入会金	5,000円
年会費	1口5,000円 (1口以上)

※賛助会員の皆様には、社会保険労務士による研修などを特別割引料金にてご利用いただけます。詳細およびお申込みは、当社団のHP (<http://ntscosmo.com/>) を参照ください。